

真実を伝える組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

JMITUは春闘に続き秋闘も実施します。秋闘は各支部が要求提出を行い、様々な労働条件の向上とともに年末一時金の交渉も行います。秋闘要求は、支部要求とJMITU統一要求から成り、当支部(以下、組合)は2次にわたる支部要求を提出します。

組合は22秋闘としてまずは9月21日に秋闘1次要求(支部1次要求)とJMITU統一要求を日本IBMとキンドリルジャパン双方に提出しました。秋闘1次要求は、春闘要求から継続する重点要求に加え、当支部の喫緊の重点となる要求を提出しました。またJMITUの3つの統一要求として「くらしと雇用をまもり、企業の将来展望をつ

くる『合意協力型』労使関係をめざす要求書」、「安全・衛生に関する統一要求書」、「安心して働きやすい職場を求める統一要求書」もいっしょに提出しました。回答指定日は10月5日です。以下に秋闘1次要求から賃上げ要求(要旨)をご紹介します。

賃上げ要求

年齢別月額本給下限額(単位:100円)					
年齢	下限額	年齢	下限額	年齢	下限額
20		35	3980	50	4850
21		36	4038	51	4908
22	2810	37	4096	52	4966
23	2850	38	4154	53	5024
24	2890	39	4212	54	5082
25	2930	40	4270	55	5140
26	3035	41	4328	56	5198
27	3140	42	4386	57	5256
28	3245	43	4444	58	5314
29	3350	44	4502	59	5372
30	3455	45	4560	60以上	定年時の80%
31	3560	46	4618		
32	3665	47	4676		
33	3770	48	4734		
34	3875	49	4792		

日本IBM・キンドリルジャパンのパワハラ降格争議 和解円満解決の御礼

2022年9月8日、JMITU日本アイビーエム支部組合員2人がそれぞれ日本IBM(株)とキンドリルジャパン(株)を相手取って提訴していたパワハラ降格訴訟(東京地裁令和元年(ワ)第29752号)が東京地裁民事第19部(片野正樹裁判長)において、和解により円満に解決したことをここに報告いたします。和解内容については会社の不当な降格に一定の歯止めをかけたものと評価しています。これまで絶大なるご支援をいただいた各方面の皆様、誠にありがとうございました。改めまして厚く御礼申し上げます。

秋闘1次要求提出 9・1賃上げを実施せよ



JMITU東京地方本部の南部地区協議会は、9月10日に第34回定期総会と22秋闘第2次討論集会を六郷地域力推進センター(大田区)で開催し、日本IBM支部をはじめ南部地協に所属する支部が参加しました。

午前の部から午後の部前半までの第34回定期総会では、小泉・南部地協議長と主催者挨拶、野中・東京地本書記長の激励、争議団の訴えに続き、22

南部地協定期総会・秋闘第2次討論集会

東京地評争議支援総行動

9月15日に実施された東京地評争議支援総行動。昼休みの日本IBM・キンドリルジャパン本社前行動には200人以上が集まり、支援の輪が広がりました。

経過報告では、パワハラ降格裁判では和解したもの、定年後再雇用賃金差別争議やAI不当労働行為争議が続いており、全面解決へ向けて引き続き支援を呼びかけました。定年後再雇用賃金差別



裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用賃金差別裁判	10/24(月)16:00 東京地裁806号法廷
定年後再雇用不当労働行為事件 証人尋問	10/28(金)12:50 都庁第一庁舎南1F集合
AI不当労働行為事件	組合ホームページをご確認ください

店の多くは「ドリンク料金の値上げ」という苦渋の決断を迫られることになる▼ある居酒屋では酒の卸業者から、「今、ドリンク料金を値上げしておかないと、年末には店が潰れますよ。」と言われたそうである。値上げにより客足はこれまで以上に遠のき、閉店せざるを得ない店も出てくるだろう▼しかし、客である労働者の賃金は上らず、消費行動はいっこうに活性化しない。使いたくても財布の紐を締めなければこちらが苦しくなるのである▼政界・財界はこうした状況に国民が苦しんでいるのを見て何も感じないのだろうか? 国葬の例を持ち出すまでもなく、税金の有効な使い道、消費を促す方法について、もっと真剣に考えてほしいものである。(K)





「戦争をさせない・9条壊すな！総がかり実行委員会」と「さようなら原発1000万人市民アクション実行委員会」は、9月19日午後、東京・代々木公園で「安倍元首相国葬反対！改憲発議と大軍拡やめろ！さようなら戦争」を手にした1万3千人が駆け付けました。

市民の意見を聞け
午後一時から総がかり実行委員会の菱山南帆子さんが司会を務め集会が始まりました。総がかり行動実行委員会共同代表の小田川義和さんが主催者あいさつを行い「首相は、国葬、原発、改憲などについて、市民の意見をまったく耳にいいない。これについて市民は腹の底から怒りを感じている。その怒りをぶつきたい一点の集会だ」と集会の目的を述べました。

政治家からは、立憲民主党の阿部知子衆院議員、日本共産党の志位和夫委員長、社民党の福島瑞穂党首があいさつを行い国葬に反対する理由など訴えました。

作家の落合恵子さんは、福島原発事故について述べ「何も解決していない原発事故をアンダーコントロールしていると発言

した安倍元首相の国葬はおことわりします」と強調。原発の再稼働・新増設まで表明する今の政治に「原発事故で何を見てきたのですか」と反対を表明。「一緒にノーの意思を示そうじゃないですか」と語りました。

民主主義に反する国葬
弁護士の大住広太さん（改憲問題対策法律家6団体連絡会）は、「国葬に法的根拠はなく、内閣の一存で行うのは民主主義に反する」と指摘しました。

組 合 なん だ も も 相 談 窓 口				
会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	T S D L . I S E L	大岡 義久	03-3808-5175
Kyndryl	箱崎	オペレーションズ	杉野 憲作	080-5915-6550
IBM	大宮西	T L S . C E	佐久間 康晴	080-5915-7817
Kyndryl	幕張	D e l i v e r y	藤井 克己	080-5915-0806
IBM	大阪	T L S	河本 公彦	080-5915-5204
IBM	大阪	コンサルティング	西尾 光平	080-6706-1660
事務所 連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/			
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ				
法律相談	労働問題・民事一般相談受付（要予約）			
東京法律 事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律 事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町 法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ 法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			

秋闘1次要求の紹介 賃上げ以外の重点要求について

1面に続き秋闘1次要求の中から、当支部が日本IBMとキンドリルジャパン双方に提出した賃上げ以外の主要な重点要求を以下にご紹介します。

争議解決の要求

(1) 定年後再雇用賃金差別争議を解決すること
改正高年齢者雇用安定法に基づいて作られた日本IBMとキンドリルジャパンの再雇用制度である「シニア契約社員」制度は、月給が17万円と低すぎる上に賞与も手当も無く、これではとても生活できません。

さらに、10月1日から東京都の最低賃金が1072円に改正されたので、定年後再雇用の月給17万円は労働日数が21日以上ある月では最低賃金違反になります。

現在、2人の組合員がシニア契約社員の月給17万円、年収204万円は不当であるとして東京地裁に提訴し争っています。さらに組合が東京都労働委員会にシニア契約社員の賃金交渉における不誠実団交の救済を申し立て争っています。

(2) AI不当労働行為争議を解決すること
AI(ワトソン)を利用した人事評価・賃金決定に関する組合の情報開示要求に対して、会社が団体交渉に誠実に応じないのは不当労働行為に当たるとして、組合は東京都労働委員会に救済を申し立て争っています。

手当に関する要求

(1) 本来、業務のための水道光熱費および通信費は会社が負担するべきであり、会社は在宅勤務手当を支払うべきです。

キンドリルジャパンでは組合要求への回答が前

の補助の制度を提供している」と説明しています。

しかし、上記制度のカタログに掲載されていない物品を購入して自宅の就労環境を整備するため、一時金50000円を支給すること。

(3) フレックスタイム制勤務対象者の出勤時間は午前8時から10時、終業時間は午後4時30分から6時30分となっています。しかし、これでは通勤時の満員電車を避けることができないので、出勤時間、終業時間の範囲を広げること。

働き方改善の要求

(1) IBMコンサルティング部門(旧GBS部門)では、Think Fridays(17、18時)、夜学、土曜日にIBM iWay Day(3000名程度が参加している)等、スキルアップの時間等、業務時間外に設定される場合がほとんどです。このような正式な労働時間(夜間や休日など)

で実施されているLearningを、全社で正式な労働時間の中で実施させるよう改善すること。

(2) 現在の世界の流れに従って、週休2日制への移行時に月曜日から金曜日に付加された36分(元は土曜日の3時間)を削減し、賃下げなしで1日の労働時間を午前9時から午後5時までの7時間、週35時間に短縮すること。これにともない稼働率の上限値を64.9%とすること。

(3) 勤務間インターバルの適用については就業規則に規定が無いなど実体がともなっていない。勤務間インターバルについてライン管理職向けの勤務ガイドで周知する(すでに実施中)だけでなく、以下の内容の勤務間インターバルの規定を就業規則に追加すること。

1) 深夜勤務時の次の勤務開始までのインターバル(裁量労働制と年俸制勤務者を含む)を最低11時間とすること。

2) 1)の結果、次の勤

勤務間インターバル宣言

株式会社ワーク・ライフバランスが募集した「勤務間インターバル宣言」に日本IBMは参加しています。

(<https://work-life-b.co.jp/workinterval>)

「私達は、勤務と勤務の間に11時間休息を取る、勤務間インターバル制度に賛同します。」

代表取締役社長 山口明夫
山口明夫

日本アイ・ピー・エム株式会社